

建 技 第 5 1 2 号
令和 6 年 3 月 25 日

部内各所属長 殿

土木部長

情報共有システムの試行について

このことについて、情報共有システム試行要領を改定し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

1 改定内容

別添の情報共有システム試行要領（令和 6 年 4 月 富山県土木部）のとおり

2 適用

令和 6 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）